

卒業認定方針の公表方法

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

以下の通り、当校の学則第18条の2に則り卒業を認定する。

所定の修業年限以上在学し、各学年所定の全単位を修得し、技術考查で一定の基準に達した者には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<http://chori.aoike-toyama.com/disclosure/>